

国税庁
税務関係書類のスキヤナ保存の大幅な規制緩和
具体的な取扱通達と Q&A を公表

2015 年 7 月 17 日
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(理事長:高橋通彦 略称:JIIMA)が、内閣府の規制改革会議を通じて、財務省・国税庁に要求していた税務関係書類のスキヤナ保存要件の大幅な規制緩和について、国税庁から7月3日にスキヤナ保存を推進するための具体的な取扱通達が、7月10日には関連する Q&A が公開されましたので、要旨を発表いたします。これらの規制緩和は、平成27年9月30日以降の税務署長へのスキヤナ保存申請から適応され、3か月後の平成28年1月1日から受領・発行した税務書類から対象となります。

1. 財務省令改正で実現した規制緩和(平成 27 年 3 月 31 日第36号)

- ①適正な事務処理を行う前提で、スキヤナ保存対象の税務関係書類を、3万円未満の契約書や領収書に限る規制を全面的に撤廃。
- ②入力者情報を記録する前提で、実印相当で使いにくい電子署名*は不要とした。
- ③適正な事務処理を行う前提で、月次処理後にスキヤナ保存する場合に、関係する帳簿の電子保存承認を必要とする要件を撤廃。
- ④保存枚数が膨大な契約申込書等は、フルカラーでなくグレースケールの電子化も可。
*認定認証業務の電子署名:申請者の住民票と運転免許証、数万円の費用を要し、本人限定受取郵便で確認。

2. 具体的な取扱通達や関連する Q&A で明らかになった内容(平成 27 年 7 月 10 日公表)

- ⑤中小企業や小規模な事業主でも、税務書類のスキヤナ保存が実施出来るように、適正な事務処理要件の社内規程や事務分掌細則等の規程サンプルが示された。
- ⑥タイムスタンプを付与するタイミングを、24 時間以内とする規制を撤廃。
電子化業務終了後に、その日の内に速やかに付与する必要があるが、具体的なタイミングについては対象書類数やタイムスタンプ付与方法など、各社自己責任で内部規程化し、実施することを認める。スキヤナによる電子化保存規程のサンプルが Q&A で示された。
- ⑦1ファイル毎にタイムスタンプを付与することを原則とするが、1ファイル毎のハッシュ値を束ねて階層化した頂点にタイムスタンプを付与する方法も認める。
- ⑧適正な事務処理を担保するための検査は、最低でも年 1 回以上とし、各社自己責任で検査規程に則って実施することを認める。抜取検査も可とする他、検査規程や検査報告書のサンプルも Q&A で示された。
- ⑨実印相当で高価な電子署名は不要となったが、入力者情報を記録する手段としてログの保存が必要となった。なお認印相当の安価な電子署名*で代替することも認められた。
*特定認証業務の電子署名:電子署名法技術基準に適合することを自己責任で認証した認印相当の安価な電子署名。

JIIMA では 8 月 18 日(火)13 時 30 分から、新しい取扱通達や社内規程の国税庁サンプルを法務委員会メンバーが詳しく説明するセミナーを、赤坂・東京ミッドタウンの富士ゼロックス会議室で開催します。お申込みは JIIMA ホームページよりお願いいたします。

本件のお問い合わせは、下記にお願い致します。

JIIMA 専務理事 長濱 E-mail nagahama@jiima.or.jp TEL. 03-5821-7351